

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勧 告

目

次

給与等に関する報告資料の説明	5
----------------	---

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
その1 職員の平均給与月額等の推移	12
その2 再任用職員（フルタイム勤務）の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	15
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	16
その1 通勤区分別支給状況	16
その2 交通用具のみを使用する者の使用距離区分別人員	17
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	18
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	39

2 民間給与関係

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	42
第12表 民間における初任給の改定状況	42
第13表 職種別、学歴別初任給	43
第14表 民間における家族手当の支給状況	44
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	44
その2 扶養家族の構成別支給月額	44
第15表 民間における特別給の支給状況	44
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	45
第17表 民間における給与改定の状況	45
第18表 民間における定期昇給制度の状況	45

第19表	民間における定期昇給の実施状況	45
第20表	民間における異なる地域に事務所が所在する場合の給与の支給状況	46
	〈参考〉 千葉県内に複数事業所を有する企業の給与支給状況	46
第21表	民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	46
	その1 交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	46
	その2 距離段階別定額制における支給月額状況	47
第22表	民間における単身赴任手当の支給状況	47
第23表	民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の 支給状況	47
第24表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	48
	その1 企業規模計	48
	その2 企業規模 500人以上	53
	その3 企業規模 100人以上500人未満	58
	その4 企業規模 50人以上100人未満	63
	その5 再雇用者（フルタイム）	67
	〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	68
第25表	民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の 単身赴任手当の取扱い	68

3 職員給与と民間給与との比較

第26表	職員給与と民間給与との比較	70
------	---------------	----

4 生計費関係

	平成26年4月の標準生計費算定方法	72
第27表	千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成26年4月）	72

5 労働経済指標

第28表	労働経済指標	74
------	--------	----

6 人事院勧告

第29表	人事院勧告の骨子	78
------	----------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成26年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成26年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成26年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,700事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から371事業所(うち千葉市103事業所、その他県内地域268事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は320事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当、通勤手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

13,832人(初任給関係1,105人、初任給関係以外の調査職種12,727人)。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は107,704人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,700事業所
抽出事業所	371事業所
調査の完結した事業所	320事業所(調査完了率87.2%)
調査実人員	13,832人 (初任給関係 1,105人) (初任給関係以外の調査職種 12,727人)

第3 職員給与と民間給与との比較

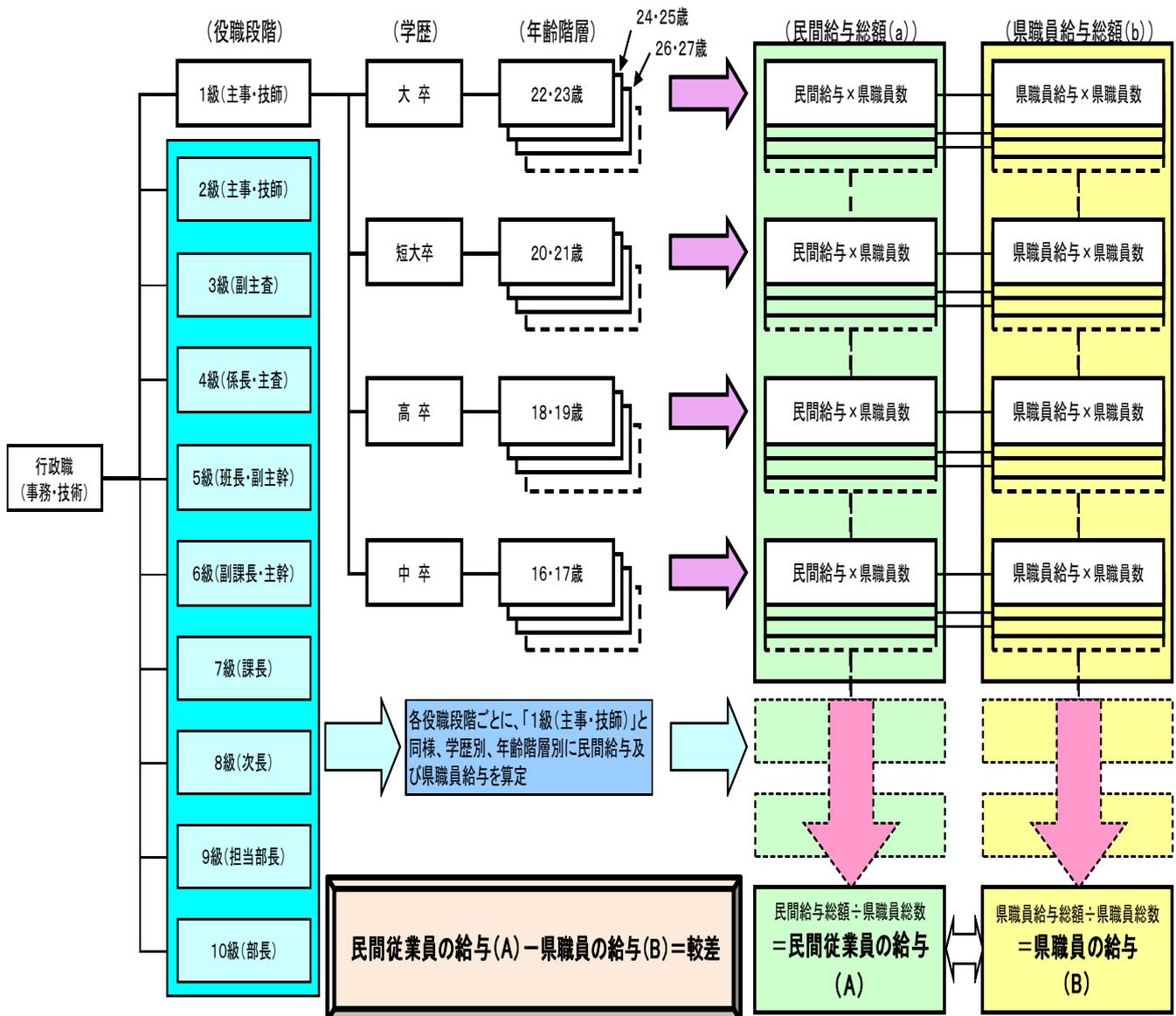
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、役職段階別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成26年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,514	41.5	19.5
一 般 職 員	行政職給料表	9,141	42.1	20.8	
	研究職給料表	404	45.1	20.9	
	医療職給料表(一)	19	53.7	27.5	
	医療職給料表(二)	650	39.3	16.1	
	医療職給料表(三)	195	41.0	17.6	
	海事職給料表	44	43.9	23.6	
	福祉職給料表	147	36.7	14.2	
	特定任期付職員給料表	3	52.3	—	
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—	
	第2号任期付研究員給料表	1	X	—	
計		10,604	42.0	20.4	
教育職員	教育職給料表(一)	80	47.1	23.1	
	教育職給料表(二)	35,153	42.5	19.8	
	計	35,233	42.5	19.8	
警察官	公安職給料表	11,677	38.0	17.5	

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第3表その2を除き第9表までにおいて同じ。)
 2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
 3 Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない(第2表及び第9表について同じ。)
 4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員(旧教育職給料表(三))、教育職給料表(二)は高等学校、中学校、小学校等に勤務する職員(旧教育職給料表(一)及び旧教育職給料表(二))である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成26年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	71.9	11.0	17.1	0.0	59.1	40.9
行政職給料表	100.0	52.7	12.3	35.0	0.0	61.9	38.1
研究職給料表	100.0	98.3	1.2	0.5	-	77.0	23.0
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	63.2	36.8
医療職給料表(二)	100.0	53.4	46.5	0.1	-	27.8	72.2
医療職給料表(三)	100.0	69.2	29.8	1.0	-	5.1	94.9
海事職給料表	100.0	6.8	61.4	29.5	2.3	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	51.7	44.2	4.1	-	31.3	68.7
特定任期付職員給料表	100.0	66.7	-	33.3	-	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	100.0	X	X	X	X	X	X
教育職給料表(一)	100.0	72.5	26.2	1.3	-	32.5	67.5
教育職給料表(二)	100.0	87.7	12.0	0.3	-	48.3	51.7
公安職給料表	100.0	39.8	4.5	55.6	0.1	91.8	8.2

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

その1 職員の平均給与月額等の推移

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経年数	平均給与月額等	
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	25. 4	10,573	42.5	20.9	339,964	7,393
	26. 4	10,604	42.0	20.4	334,862	6,979
うち 行政職員	25. 4	9,094	42.6	21.3	338,762	7,594
	26. 4	9,141	42.1	20.8	333,350	7,152
教育職員	25. 4	35,410	42.9	20.3	371,025	6,368
	26. 4	35,233	42.5	19.8	367,860	6,196
警察官	25. 4	11,588	38.2	17.8	325,996	11,078
	26. 4	11,677	38.0	17.5	324,802	10,839
計	25. 4	57,571	41.9	19.9	356,257	7,504
	26. 4	57,514	41.5	19.5	353,034	7,283

(注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員の職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)(その2において同じ。)

2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務

3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、

その2 再任用職員(フルタイム勤務)の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均給与		
				給料の月額	管理職手当	地域手当
	年月	人	歳	円	円	円
一般職員	26. 4	69	60.4	287,691	745	20,190
うち 行政職員	26. 4	59	60.4	282,812	871	19,858
教育職員	26. 4	620	61.1	287,340	0	20,113
警察官	26. 4	24	60.7	316,188	6,441	22,584
計	26. 4	713	61.0	288,345	289	20,204

(注) 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額が含まれており、その他は、特殊勤務手当等である。

(平成26年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
10,165	25,207	4,721	1,902	389,352	98.5
9,964	24,801	4,967	1,885	383,458	
10,418	25,054	4,547	1,616	387,991	98.4
10,225	24,643	4,797	1,722	381,889	
5,112	26,784	5,121	6,279	420,689	99.2
5,114	26,557	5,429	6,226	417,382	
2,015	23,735	3,259	353	366,436	99.6
1,951	23,630	3,517	348	365,087	
5,416	25,881	4,673	4,283	404,014	99.1
5,366	25,639	4,956	4,232	400,510	

を、警察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外

手当等の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない(その2において同じ。)

その他は、初任給調整手当、単身赴任手当等である。

(平成26年人事統計に関する報告)

月 額	
その他	合 計
円	円
1,217	309,843
1,424	304,965
6,400	313,853
0	345,213
5,682	314,520

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	8,961 人	3,842 人	4,419 人	700 人
2人	7,479	3,460	3,706	313
3人	4,711	3,671	1,000	40
4人	1,129	1,000	122	7
5人	144	124	20	0
6人以上	13	13	0	0
計	22,437	12,110	9,267	1,060

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,668円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

組織	区分								受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種		
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		4,641	円 66,494
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の 事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25 人	143 人	367 人	2,334 人	35 人	1,487 人	114 人	136 人	4,641 人	円 66,494

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1100km未満	1100km以上 1300km未満	1300km以上 1500km未満	1500km以上		
受給者	人 167	人 16	人 2	人 1	人 0	人 0	人 2	人 0	人 0	人 188	円 24,106

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

区 分	受 給 者 数
受 給 者 計	10,994 人
手当月額 11,000円未満の受給者	7
11,000円以上27,000円未満の受給者	3,068
27,000円の受給者	7,919
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,925 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	1 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

その1 通勤区分別支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,408 人
	交通用具のみ使用者	38,478
	交通機関等・交通用具併用者	1,378
	小 計	52,264
非 受 給 者		5,250
計		57,514
手当受給者1人当たり平均手当月額		9,960 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		8,412

その2 交通用具のみを使用する者の使用距離区分別人員

(平成26年人事統計に関する報告)

	区分		人員	区分		人員
	交通用具の使用距離(片道)	4 km未満		5,029 人	52 km以上	54 km未満
4 km以上		6 km未満	5,201	54 km以上	56 km未満	59
6 km以上		8 km未満	4,497	56 km以上	58 km未満	70
8 km以上		10 km未満	3,859	58 km以上	60 km未満	42
10 km以上		12 km未満	3,163	60 km以上	62 km未満	46
12 km以上		14 km未満	2,951	62 km以上	64 km未満	24
14 km以上		16 km未満	2,213	64 km以上	66 km未満	29
16 km以上		18 km未満	1,788	66 km以上	68 km未満	21
18 km以上		20 km未満	1,486	68 km以上	70 km未満	6
20 km以上		22 km未満	1,343	70 km以上	72 km未満	9
22 km以上		24 km未満	1,052	72 km以上	74 km未満	5
24 km以上		26 km未満	901	74 km以上	76 km未満	8
26 km以上		28 km未満	764	76 km以上	78 km未満	11
28 km以上		30 km未満	631	78 km以上	80 km未満	9
30 km以上		32 km未満	616	80 km以上	82 km未満	6
32 km以上		34 km未満	466	82 km以上	84 km未満	11
34 km以上		36 km未満	408	84 km以上	86 km未満	4
36 km以上		38 km未満	351	86 km以上	88 km未満	4
38 km以上		40 km未満	288	88 km以上	90 km未満	2
40 km以上		42 km未満	277	90 km以上	92 km未満	3
42 km以上	44 km未満	224	92 km以上	94 km未満	0	
44 km以上	46 km未満	166	94 km以上	96 km未満	3	
46 km以上	48 km未満	116	96 km以上	98 km未満	6	
48 km以上	50 km未満	95	98 km以上	100 km未満	3	
50 km以上	52 km未満	100	100 km以上		10	

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成26年人事統計に関する報告)

号給	職務の級 標準的な職務									
	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査	4級 係長・主査	5級 班長・副主幹	6級 副課長・主幹	7級 課長	8級 次長	9級 担当部長	10級 部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										1
2										
3										3
4										
5										2
6										
7		1								
8										
9	32	4					1			1
10	7	2							1	
11	3	62	2							
12	1	5	1							
13	26	3								
14	4	2	1							
15	29	58								
16	4	14	2							
17	49	18	3						1	
18	7	9	29						2	
19	33	77	14				2	1	2	
20	9	12	9						2	
21	8	32	5				1		2	1
22		13	32						1	
23	84	77	18						1	
24	7	12	24						2	
25	6	57	16							
26	7	16	31							
27	90	73	9				1	1		
28	30	22	24							
29	85	48	11					2		
30	15	20	30	8			1	4		
31	73	19	21	9				6		
32	8	22	53	4				8		
33	29	51	22	4				4		
34	20	33	19	13				7		
35	74	22	18	12				1		
36	13	20	64	16				9		
37	58	31	26	5			1	1		
38	22	24	40	22			3	3		
39	90	10	16	36			18	4		
40	20	10	62	20	1		34	3		
41	57	5	31	22	4		19	4		
42	18	6	32	31	4		7	4		
43	44	4	16	104	1		3	3		
44	22	2	40	40	2		8	2		
45	52	10	21	37	6		11	2		
46	20	1	37	33	4		4			
47	49	4	17	88	21	1	6			
48	18	1	30	37	4	9	5			
49	45	1	9	96	16	1	3			
50	15	1	17	38	10	7	3			
51	19	1	34	50	58	1	3			
52	14		16	43	13	6	4			
53	9		17	98	23	2	8			
54	13		16	38	18	12	11			
55	7		54	22	75	19	7			
56	10		13	39	14	4	11			
57	11		4	83	16	8	6			
58	5		9	27	12	32	11			
59	5		18	33	87	23	6			
60	9		4	28	15	11	19			
61	3		5	37	30	11	44			
62	5		2	30	12	20				
63	5		3	39	96	22				
64	4		2	18	20	16				
65	7		1	35	28	16				
66	3		1	23	27	24				
67	10		2	36	84	19				
68	3			14	29	17				
69				23	40	25				
70	1			15	43	22				
71	5		1	30	57	28				
72	2	1	1	12	39	39				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	4			19	49	49					
74	1			11	54	51					
75	1		1	38	46	99					
76	1			17	57	77					
77	3			15	60	520					
78	1			18	47						
79	2			31	61						
80	1			24	60						
81	2		1	20	23						
82				31	70						
83	1		1	19	29						
84	1			12	90						
85	2			22	31						
86				12	57						
87				7	27						
88				21	70						
89				3	605						
90				2							
91				4							
92				8							
93	3			3							
94				1							
95				3							
96				5							
97				29							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,456	916	1,058	1,823	2,345	1,191	261	69	14	8	9,141
級別構成比	15.9%	10.0%	11.6%	19.9%	25.6%	13.0%	2.9%	0.8%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	189,126円	230,900円	292,640円	363,377円	394,986円	420,620円	442,913円	464,192円	506,979円	538,520円	333,132円
平均年齢	25.0歳	30.2歳	36.1歳	44.0歳	50.5歳	54.4歳	55.4歳	57.0歳	56.5歳	56.0歳	42.1歳

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 人員計1の号給は空欄とした。
3 平均給料月額は給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
4 上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	97								
14	17								
15	29								
16	82		1						
17	25			1					
18	20								
19	15								
20	80		5						
21	33			1				1	
22	21		2						
23	21		2						
24	78		8						
25	24	1	3						
26	27	31	6						
27	17	35	5						
28	93	174	16	1					
29	224	60	6						
30	61	69	13	2					
31	59	54	3	2					
32	210	182	34	7	1				
33	59	68	19	1	1				
34	29	83	32	2					
35	15	51	21	1	1				
36	17	184	76	10	2				
37	16	63	37	10					
38	7	84	59	17	1				6
39	10	56	33	5	1				
40	11	113	83	16	6				7
41	12	41	49	7	6				4
42	1	60	103	20	1				
43	3	45	47	21	4				2
44	8	84	129	29	1				4
45	3	27	57	12	1				37
46	3	46	108	38	8				
47	8	25	56	25	2				
48	6	39	95	30	2	1			
49	4	9	64	24	4				
50	5	20	97	34	3	1			
51	2	11	59	23	2				
52	2	21	101	41	6	1			
53	1	4	60	25	3	2			
54	4	9	83	44	7	2			
55	1	10	43	38	3	1			
56		5	110	38	8	2	1		
57	1	6	55	32	8	4			
58	1	6	85	43	6	2		18	
59	1	7	42	26	6	3			
60		5	75	57	9	2	1	2	
61	1	3	50	28	9	3	2	92	
62		4	73	43	9	2	9		
63		1	42	35	16	2	5		
64	1	5	39	51	14	1	6		
65		1	53	48	16	5	13		
66		4	50	41	11	4	2		
67		1	36	35	17	4	1		
68		5	54	54	7	2	1		
69			37	62	18	4	7		
70			32	29	10	1			
71			18	41	21	1			
72			39	45	28	3	3		
73			14	45	15	5			
74			23	43	26	6	9		
75			12	41	24	2	3		
76			10	38	21	3	12		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			8	65	15	5	160			
78			5	29	25	4				
79			9	57	26	5				
80			5	56	20	1				
81			8	51	23	9				
82			6	50	18	6				
83			3	57	18	7				
84			5	36	26	10				
85			1	32	20	24				
86			1	38	37	5				
87			1	27	25	12				
88			1	40	42	24				
89				33	24	244				
90			1	24	60					
91			1	25	34					
92				30	51					
93				24	32					
94			1	18	48					
95				20	46					
96				18	44					
97				17	419					
98				11						
99			1	28						
100				31						
101				27						
102				30						
103				19						
104				28						
105				23						
106				34						
107				31						
108				29						
109				27						
110				24						
111				26						
112				44						
113				29						
114				37						
115				35						
116				68						
117				45						
118				57						
119				47						
120				69						
121				40						
122				57						
123				35						
124				48						
125				439						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	1,465	1,812	2,621	3,528	1,418	425	235	113	60	11,677
級別構成比	12.6%	15.5%	22.5%	30.2%	12.1%	3.6%	2.0%	1.0%	0.5%	100.0%
平均給料月額	209,554円	243,561円	286,499円	376,074円	419,054円	433,747円	449,120円	462,481円	481,021円	324,677円
平均年齢	22.3歳	27.0歳	32.7歳	45.0歳	51.5歳	52.2歳	54.1歳	54.8歳	55.8歳	38.0歳

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				1
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20		1		
21				
22				
23				
24				
25	1			1
26				
27				
28				
29		1		
30				
31		1		
32				
33	1			
34				1
35	1	1		
36				1
37		1		1
38			1	
39	1			
40	1			
41				2
42		1		
43				1
44	1			
45				3
46		1		1
47	1		1	1
48				2
49		1		1
50		2		
51	1	1		1
52	2	1	1	
53	2	2	2	1
54				1
55				2
56				
57	1	1	1	
58				1
59				1
60			1	
61		1	2	1
62	1		1	
63			1	
64			1	
65	1	1		
66	2			
67				
68		1		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70			1		
71					
72					
73					
74					
75			1		
76					
77					
78					
79		2			
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			2		
90					
91	1				
92					
93					
94					
95		1			
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人 員 計	人 18	人 21	人 17	人 24	人 80
級 別 構 成 比	% 22.5	% 26.2	% 21.3	% 30.0	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 318,433	円 383,890	円 436,085	円 502,737	円 415,908
平 均 年 齢	歳 36.6	歳 43.3	歳 50.6	歳 55.9	歳 47.1

教育職給料表(二) (高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		4			
8					
9	1				
10		2			
11		3			
12					
13		3			
14		1			
15		3			
16		4			
17		443			
18		2			
19		91			
20		36			
21	1	161			
22		6	1		
23		512			13
24	1	28			34
25	5	198			80
26		52			106
27	3	594			121
28	1	51			82
29	5	242			73
30		86			32
31	1	725			31
32		56			35
33	1	273			84
34	4	94			81
35	7	787			82
36	1	95			71
37	5	259			79
38	1	148			63
39	4	588			71
40	4	92			41
41	3	304			44
42	3	160			33
43	2	513			31
44	4	125			24
45	6	302			12
46	5	173			12
47	3	528			16
48		150			2
49	2	26			2
50	2	25			
51	5	38			
52	1	293			
53	9	140			
54	2	466			
55	4	153			
56	4	242			
57	3	160			
58	2	356			
59	3	144			
60	3	260			
61	10	194			
62	4	327			
63		63		1	
64	3	67	1		
65		119		1	
66		202	1	4	
67		155			
68	3	287		11	
69	1	17	1	5	
70	3	27	1	2	
71	2	149	2	14	
72	2	184		7	
73		171	1	24	
74	2	283		23	
75	3	139		66	
76	1	201		64	
77		153		86	
78		220		128	
79		135		103	
80	2	199	1	95	
81		151		56	
82	1	190		107	
83	3	126	5	73	
84	2	173	2	59	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
85	1	126	3	115		
86	2	150	3	88		
87	2	103	1	95		
88	2	133	1	62		
89		4	2	78		
90		13		57		
91		98	7	38		
92	3	149	1	29		
93	2	99	10	23		
94	3	125	14	13		
95	1	102	7	13		
96	3	123	5	3		
97	2	77	10	6		
98	1	102	6	4		
99		99	1			
100	2	140	3	1		
101		7	2	3		
102		5				
103		10	1			
104	2	69				
105	2	132				
106	5	117				
107	1	226				
108	2	108				
109	2	135				
110	1	127				
111	1	114				
112	3	157				
113	1	115				
114		167				
115		118				
116	2	191				
117		195				
118		159				
119		213				
120	3	330				
121	3	177				
122	1	332				
123	2	354				
124	3	261				
125		309				
126		368				
127		354				
128	1	342				
129	2	502				
130	1	338				
131		532				
132		337				
133	3	592				
134	2	253				
135	1	577				
136	2	394				
137		4				
138	4	325				
139		714				
140		506				
141		514				
142	5	973				
143	1	795				
144	2	657				
145		725				
146	2	451				
147	1	426				
148	1	332				
149		320				
150	1	216				
151		194				
152		78				
153		55				
154	1	89				
155		7				
156	1	4				
157	1	4				
158		1				
159						
160		1				
161		25				
人員計	243	31,905	93	1,557	1,355	35,153
級別構成比	0.7	90.7	0.3	4.4	3.9	100.0
平均給料月額	265,797	345,521	413,064	435,658	450,176	353,175
平均年齢	34.7	41.4	51.4	52.9	56.9	42.5

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2	1		
10			3		
11		1			
12		2			
13		1			
14			4		
15		2	1		
16			1		
17			1		
18		1	4		
19		4			
20					
21					
22			2		
23		3	1		
24			6		
25					
26		1	2		
27		4			
28		2	5		
29			2		
30					
31		5	1		
32			2		
33		2	2		
34		1	1		
35		4			
36		2	6		4
37		2			
38					1
39		2	3		
40		1	2		
41		2			
42		1	2		1
43		2	2		3
44			1		2
45		2	4		3
46			3		
47		2	2		1
48			1		1
49		2	1		5
50		1	2		6
51		1	4		2
52			2		3
53			2		4
54			2		8
55		1	5		1
56		1			2
57		1	2		4
58			4		8
59		1	5		5
60			3		9
61			1		5
62					4
63		1	1		8
64			1		6
65		1	1		8
66					8
67					4
68			1		9
69					3
70					6
71					8
72					4

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
73				8		
74				10		
75				9		
76			1	15		
77				1		
78				8		
79				19		
80				10		
81				12		
82						
83			1			
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	1人	61人	104人	233人	5人	404人
級別構成比	0.2%	15.1%	25.8%	57.7%	1.2%	100.0%
平均給料月額	X円	263,131円	356,870円	440,986円	478,513円	392,351円
平均年齢	X歳	30.3歳	38.2歳	51.8歳	58.8歳	45.1歳

医療職給料表(一)

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で
人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	医師	主任医師	センター長	センター長
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31				1	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					2
49					
50				1	
51					1
52					
53					1
54					
55					2
56				1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
	人	人	人	人	
57					
58					
59					
60					
61					2
62					
63					
64					
65					3
66					
67			1		
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74			1		
75			1		
76			1		
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全 級
人 員 計	人	人	人	人	人
	-	1	7	11	19
級 別 構 成 比	%	%	%	%	%
	-	5.3	36.8	57.9	100.0
平 均 給 料 月 額	円	円	円	円	円
	-	X	510,714	563,425	537,157
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳
	-	X	48.6	58.5	53.7

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士
その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		4						
12								
13		1						
14		2						
15		5						
16		2						
17		5						
18		2						
19		10	1					
20		2						
21	2	2						
22		1						
23	8	17	1					
24		2						
25	1	2						
26		3	3					
27	4	26		1				
28				1				
29	5							
30	1	7	4					
31		16	1	2				
32	2	2	1	5	1			
33	2	3	2	1	2			
34		5	10	2				
35	1	26		2				
36			2	12				
37	1	2	1		3			
38	1	6	5	2	2			
39	1	11	1	2	4			
40		6	1	6	3			
41		3	3	2	3	1		
42	2		4	1	2	1		
43		3	2	1	4	4		
44	2	4		8	1	3		
45	2	2	2		4	2		
46	1	1	4	2	3	1		
47	1	3	3	3	8	5		
48		1		5	4	2		
49	1	1		1	2	1		
50	1	4	1			2		
51		2		1	4	2		
52		3		2	3			
53		1		3	7	4		
54		6			1	1		
55	1	2		1	2	1		
56					2	4		
57		3			1	4		
58		1	2		1	3		
59	1				2	8		
60						3		
61						3		
62					1	3		
63		2			2	9		
64	1	1			3	2		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65						3			
66		1			1	8			
67						8			
68						11			
69					1	12			
70					1	5			
71		2				7			
72						3			
73						62			
74									
75									
76									
77					1				
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84		1							
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105		2							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 42	人 219	人 54	人 66	人 79	人 188	人 1	人 1	人 650
級別構成比	% 6.5	% 33.6	% 8.3	% 10.2	% 12.1	% 28.9	% 0.2	% 0.2	% 100.0
平均給料月額	円 194,883	円 231,916	円 274,530	円 310,941	円 367,627	円 419,983	円 X	円 X	円 312,661
平均年齢	歳 26.9	歳 30.3	歳 34.2	歳 37.5	歳 42.8	歳 52.9	歳 X	歳 X	歳 39.3

医療職給料表(三)

(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・ 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		2					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23		6					
24							
25							
26		1					
27		3					
28							
29		3					
30			2				
31		5					
32		1			1		
33			1				
34		1	1				
35		2					
36			1				
37		2					
38		2	2				
39		3			1		
40					1		
41							
42		4	2				
43		3					
44					1		
45		1					
46							
47		8					
48					2		1
49		1			1		1
50		3	2		1		
51		2					
52		2			1		
53		3	1				
54		1					
55		1			2		
56					3		1
57		1			1		
58		1	1				1
59					1		3
60					2	1	
61		1			1	1	
62		1				1	
63					1	1	
64		2			2		1
65		2					
66							
67		1					
68						2	
69		1					
70						3	
71					1	1	
72						2	
73		1					
74		2				2	
75						3	
76						4	
77		1			1	3	
78						1	
79						2	
80					1		
81						5	
82					1	2	
83		1				1	
84						4	

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全 級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・ 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
85	人	人	人	人	人	人	人	
86					2			
87					2			
88					1			
89		1			2			
90								
91					2			
92		1			2			
93					15			
94		1						
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103		1						
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人 員 計	- 人	80 人	13 人	26 人	67 人	9 人	- 人	195 人
級 別 構 成 比	- %	41.0 %	6.7 %	13.3 %	34.4 %	4.6 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	254,408 円	288,300 円	337,131 円	395,117 円	434,556 円	- 円	324,358 円
平均年齢	- 歳	32.0 歳	33.7 歳	40.9 歳	51.4 歳	54.9 歳	- 歳	41.0 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 航海士・機関士 人	2級 一等航海士・ 一等機関士 人	3級 一等航海士・ 一等機関士 人	4級 船長・機関長 人	5級 船長・機関長 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15			1		
16					
17					
18					
19	2			1	
20					
21					
22					
23			1		
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30			1		
31				2	
32					
33					
34					
35				2	
36					
37	1				
38					
39					
40					
41					
42			1		
43			1		
44				1	
45					
46	1				
47					
48					1
49					
50				1	
51			1	1	
52					
53					
54					
55				1	
56					
57				2	
58					
59					
60					
61				1	
62					
63					
64					

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
	人	人	人	人	人	
65					2	
66						
67			1	1	1	
68						
69						
70						
71			1	1		
72				2		
73						
74				2		
75						
76						
77						
78						
79						
80				1		
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87				2		
88						
89				3		
90						
91						
92						
93						
94						
95			1			
96						
97						
98						
99			1			
100						
101						
						全 級
人 員 計	人 4	人 1	人 10	人 25	人 4	人 44
級 別 構 成 比	% 9.1	% 2.3	% 22.7	% 56.8	% 9.1	% 100.0
平均給料月額	円 224,625	円 X	円 348,620	円 419,306	円 452,575	円 384,560
平 均 年 齢	歳 24.8	歳 X	歳 40.5	歳 46.8	歳 57.8	歳 43.9

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 児童指導員・ 保育士	2級 児童指導員・ 保育士	3級 児童指導員・ 保育士	4級 課長・上席児童指導 員・上席保育士	5級 次長	6級 次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17			4			
18			2			
19						
20						
21	1		3			
22						
23	2					
24			2			
25	8		1			
26						
27			1			
28						
29	5		1			
30			1	2		
31	4					
32						
33	1					
34	1			1		
35	3		1			
36			1	1	1	
37	2		3	1		
38	1					
39	2		1	2		
40	1		1	1		
41			2	2		
42						
43			4	1	1	
44			1			
45	2					
46			2			
47	2		2			
48	1		1		1	
49	1		2			
50			2	1	2	
51					1	
52	1		2			
53	1		1			
54	1		1	1		
55						
56	1					
57						
58						
59					1	
60						
61						
62					3	
63					2	
64	1				2	
65	1					
66	1				1	
67						
68	1					
69					1	
70					1	
71						
72					1	
73						
74					2	
75					1	
76						
77						
78						
79					1	
80						

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81	1						
82							
83							
84				1			
85							
86				2			
87							
88							
89							
90				4			
91							
92							
93							
94							
95							
96				2			
97				13			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人 員 計	47	42	13	44	1	-	147
級 別 構 成 比	32.0%	28.6%	8.8%	29.9%	0.7%	-	100.0%
平 均 給 料 月 額	204,615円	259,705円	314,269円	391,567円	X円	-円	287,493円
平 均 年 齢	26.9歳	32.0歳	38.5歳	50.5歳	X歳	-歳	36.7歳

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	3

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	1

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成26年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	人 59	人	人	人 4	人 35	人 19	人 1					
	研究職給料表	2				2							
	医療職給料表(二)	1						1					
	医療職給料表(三)	1				1							
	海事職給料表	4				4							
	福祉職給料表	2			2								
教育職員	教育職給料表(二)	620	2	618									
警察官	公安職給料表	24				5	9	8		2			
給料表計		713											
		60歳											
		61歳											
		62歳											
		63歳											
		64歳											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成26年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 554	人	人	人 22	人 215	人 317	人	人	人	人	人
	研究職給料表	23			3	20						
	医療職給料表(二)	23				1	7	15				
	医療職給料表(三)	6			1	4	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	2				2						
教育職員	教育職給料表(二)	1,027		1,027								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,635										
		60歳										
		61歳										
		62歳										
		63歳										
		64歳										

民間給与関係

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成26年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	320	50	39	41	139	51
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	17	4	4	1	6	2
製 造 業	109	11	9	18	50	21
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	58	13	6	9	20	10
卸 売 業 , 小 売 業	39	11	7	6	15	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	19	5	4	—	10	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	77	6	9	7	37	18

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が47所あった。
 2 調査対象事業所371所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた367所に占める調査完了事業所320所の割合(調査完了率)は、87.2%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

項 目 学 歴	新規学卒者 の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者 の採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	26.7 %	(29.0) %	(71.0) %	— %	73.3 %
高 校 卒	11.3	(37.6)	(62.4)	—	88.7

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	200,711 円
	短 大 卒	176,275
	高 校 卒	162,795
新 卒 事 務 員	大 学 卒	195,640
	短 大 卒	169,440
	高 校 卒	161,331
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,516
	短 大 卒	179,638
	高 校 卒	165,355
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 198,456
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 217,844
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 238,005
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	※ 208,882
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 229,071
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	※ 186,089

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成25年度中に資格免許を取得し、平成26年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成23年3月大学卒業後、平成23年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成26年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない			
81.2 %	(89.6) %	[4.9] %	[95.1] %	(10.4) %	18.8 %

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(平成26年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,278 円
配偶者と子1人	19,220
配偶者と子2人	24,572

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における特別給の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

項目	支給額等	
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	369,415 円
	上半期 (A 2)	370,998
特別給の支給額	下半期 (B 1)	760,748
	上半期 (B 2)	765,501
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.06 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.06
	年間	4.12

(注) 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

部長級(非役員)		課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
51.0%	49.0%	51.1%	48.9%	57.0%	43.0%

第17表 民間における給与改定の状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
		%	%	%	%
課長級		16.9	9.9	0.2	73.0
係員		24.2	9.4	0.2	66.2

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給制度なし
		%	%	%	%	%
課長級		86.1	31.2	72.2	41.7	13.9
係員		94.5	43.5	77.0	46.6	5.5

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			%	増額	減額			変化なし
				%	%			%
課長級		84.0	82.1	25.0	3.8	53.3	1.9	16.0
係員		93.6	92.5	24.7	5.4	62.4	1.1	6.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

給与の 支給額が 異なる	給与種目 (複数回答)				給与の 支給額が 同じ
	基本給	地域(都市)手当	住宅手当	その他	
33.1 %	4.0 %	19.4 %	9.1 %	5.1 %	66.9 %

(注) 事業所が異なる都道府県に所在する企業を100とした割合である。

<参考> 千葉県内に複数事業所を有する企業の給与支給状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

県内他市町村に 事業所あり	勤務地による 給与差あり	勤務地による 給与差なし	県内他市町村に 事業所なし
35.3 %	(12.4) %	(87.6) %	64.7 %

(注) 1 平成20年職種別民間給与実態調査において、千葉県人事委員会及び千葉市人事委員会が調査を担当した千葉県内の事業所のうち、回答が得られた223事業所について集計を行った。
2 ()内は、県内他市町村に事業所がある事業所を100とした割合である。

第21表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

その1 交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
95.5 %	(18.6) %	(62.5) %	(1.3) %	(17.6) %	4.5 %

(注) 支給形態の()内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 距離段階別定額制における支給月額の状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

距離段階別定額制における支給月額							
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,177円	7,347円	13,460円	19,341円	24,794円	29,438円	33,100円

備考 本県職員の場合、自動車等使用者に対する通勤手当の現行の支給月額は、片道60kmで32,330円、最高支給月額は、片道100km以上で53,530円である。

第22表 民間における単身赴任手当の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給する	91.6%
支給しない	8.4%
単身赴任手当の支給方法が一律定額の事業所における平均支給月額	37,978円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

備考 本県職員の場合、単身赴任手当の基礎額の現行支給月額は、23,000円である。

第23表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1~11回	12回	13~23回	24回	25回以上	平均	
75.8%	(11.5)%	(66.6)%	(3.8)%	(15.2)%	(2.9)%	14.0回	24.2%

(注) 1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置としての帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第24表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 企業規模計

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	27	51.6	709,589	0	709,589	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	18	52.0	752,708	0	752,708		
	短 大 卒	2	47.9	499,114	0	499,114		
	高 校 卒	7	51.8	674,070	0	674,070		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	22	52.0	755,156	372	754,784	{ 構成員50人以上 の工場の長(取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	19	52.4	765,651	420	765,231		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	49.4	673,097	0	673,097		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	379	52.8	662,810	1,333	661,477	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	268	52.7	701,952	1,119	700,833		
	短 大 卒	30	51.8	570,203	3,065	567,138		
	高 校 卒	79	53.5	556,269	1,479	554,790		
	中 学 卒	2	58.0	597,193	0	597,193		
	技 術 部 長	202	51.1	669,104	1,285	667,819	同 上	同 上
大 学 卒	172	51.1	676,580	841	675,739			
短 大 卒	15	52.2	607,496	0	607,496			
高 校 卒	15	50.7	630,888	8,344	622,544			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	163	51.2	658,219	1,559	656,660	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	100	51.2	694,761	1,475	693,286			
短 大 卒	12	49.3	516,181	2,266	513,915			
高 校 卒	51	51.5	588,155	1,638	586,517			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	44	48.3	654,015	1,335	652,680	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表その2企業規模500人以上、 本表その3企業規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業規模50人以上 100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	34	48.6	667,697	1,632	666,065		
	短 大 卒	4	44.9	579,089	750	578,339		
	高 校 卒	6	49.6	635,244	0	635,244		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	644	48.0	560,725	5,232	555,493	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	427	47.5	584,846	3,406	581,440		
	短 大 卒	63	47.2	498,090	2,549	495,541		
	高 校 卒	152	49.8	509,166	12,165	497,001		
	中 学 卒	2	57.6	456,116	0	456,116		
	技術課長	527	46.7	568,297	10,405	557,892	同 上	同 上
	大 学 卒	370	45.9	572,000	9,166	562,834		
	短 大 卒	44	47.6	562,782	22,421	540,361		
	高 校 卒	109	50.5	551,538	10,941	540,597		
	中 学 卒	4	52.0	537,962	15,541	522,421		
	事務課長代理	318	45.3	509,384	21,577	487,807	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大 学 卒	200	43.6	518,181	20,905	497,276		
	短 大 卒	38	47.3	466,198	27,167	439,031		
	高 校 卒	79	49.1	502,835	21,544	481,291		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	146	47.0	530,206	51,120	479,086	同 上	同 上	
大 学 卒	70	44.3	519,209	25,696	493,513			
短 大 卒	19	44.7	484,866	61,919	422,947			
高 校 卒	55	50.4	557,854	75,798	482,056			
中 学 卒	2	52.4	418,229	37,890	380,339			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	773	43.5	431,959	48,806	383,153	係の長及び係長級 専門職	本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大学卒	343	41.6	445,688	51,395	394,293		
	短大卒	109	45.0	418,321	40,229	378,092		
	高校卒	319	45.1	421,314	48,850	372,464		
	中学卒	2	45.3	364,477	36,073	328,404		
	技術係長	625	43.7	509,536	60,250	449,286	同上	同上
	大学卒	341	40.9	492,295	51,283	441,012	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長—係員 間）	同上
	短大卒	83	42.8	523,680	78,212	445,468		
	高校卒	199	49.7	537,911	70,850	467,061		
	中学卒	2	44.5	563,850	0	563,850		
	事務主任	703	39.2	379,558	41,564	337,994		
	大学卒	313	36.1	399,859	45,507	354,352	同上	同上
	短大卒	143	41.0	356,304	37,587	318,717		
	高校卒	242	42.1	366,462	38,098	328,364		
	中学卒	5	44.4	376,616	70,575	306,041		
	技術主任	627	43.2	495,508	82,801	412,707		
	大学卒	261	40.2	453,730	50,801	402,929	同上	同上
	短大卒	93	41.5	457,729	100,663	357,066		
	高校卒	271	46.0	536,405	103,111	433,294		
	中学卒	2	55.3	743,294	159,980	583,314		
事務係員	3,454	35.2	340,902	44,614	296,288			
大学卒	1,776	33.1	360,070	50,247	309,823	同上	同上	
短大卒	612	37.1	294,387	29,927	264,460			
高校卒	1,054	38.8	323,714	40,260	283,454			
中学卒	12	52.3	335,012	31,804	303,208			

(注) 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,949	33.5	367,644	74,603	293,041		本表その2企業規模500人以上、本表その3企業規模100人以上500人未満及び本表その4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	1,056	31.8	367,201	71,741	295,460		
	短大卒	208	31.4	340,894	70,973	269,921		
	高校卒	661	35.8	375,139	78,573	296,566		
	中学卒	24	44.1	390,770	89,417	301,353		
研究関係職種	研究所長	2	54.0	779,330	0	779,330	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	75	48.0	683,456	1,951	681,505		
	研究室（係）長	59	40.9	578,518	61,142	517,376		
	主任研究員	187	43.1	596,192	27,329	568,863		
	研究員	177	35.3	409,042	59,282	349,760		
	研究補助員	59	27.8	346,483	62,936	283,547		
医療関係職種	病院長	2	58.5	1,116,662	0	1,116,662	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	8	56.5	1,362,632	30,763	1,331,869		
	医科長	24	53.4	833,106	36,078	797,028		
	医師	73	42.9	811,228	48,995	762,233		
	歯科医師	2	36.0	639,848	40,900	598,948		
	薬局長	9	51.6	471,199	7,665	463,534		
	薬剤師	72	34.4	340,707	32,054	308,653		
	診療放射線技師	77	38.7	419,342	45,105	374,237		
	臨床検査技師	75	36.1	332,007	37,357	294,650		
	栄養士	53	35.6	273,857	16,037	257,820		
	理学療法士	127	30.7	298,184	16,164	282,020		
	作業療法士	97	31.0	288,824	11,193	277,631		
	総看護師長	6	53.9	490,906	0	490,906		
看護師長	88	45.0	449,881	15,157	434,724			
看護師	364	34.2	354,894	30,042	324,852			
准看護師	163	47.4	354,038	15,747	338,291			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	7	63.5	789,607	0	789,607	
	大 学 教 授	54	53.7	699,484	0	699,484	
	大 学 准 教 授	37	45.3	621,741	0	621,741	
	大 学 講 師	25	40.9	502,694	0	502,694	
	大 学 助 教	17	32.8	391,812	0	391,812	
	高 等 学 校 校 長	2	52.5	660,670	0	660,670	
	高 等 学 校 教 頭	13	56.5	612,631	0	612,631	
	高 等 学 校 教 諭	152	46.2	492,976	0	492,976	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	53.0	258,735	4,208	254,527	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	8	50.1	324,135	28,284	295,851	
	守 衛	7	52.8	375,287	29,878	345,409	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その2 企業規模500人以上

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	26	51.5	717,367	0	717,367	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	17	51.9	766,906	0	766,906		
	短 大 卒	2	47.9	499,114	0	499,114		
	高 校 卒	7	51.8	674,070	0	674,070		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	17	52.1	727,611	497	727,114	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	15	52.4	729,536	557	728,979		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	49.5	711,589	0	711,589		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	161	52.7	736,413	1,054	735,359	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	133	52.6	764,129	615	763,514		
	短 大 卒	9	53.7	552,142	10,365	541,777		
	高 校 卒	17	52.2	609,697	573	609,124		
	中 学 卒	2	58.0	597,193	0	597,193		
	技 術 部 長	150	51.0	689,277	593	688,684	同 上	同 上
	大 学 卒	133	51.1	694,252	656	693,596		
	短 大 卒	9	51.8	606,252	0	606,252		
	高 校 卒	8	49.3	689,464	0	689,464		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	74	50.8	729,838	1,670	728,168	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	57	50.9	743,700	1,926	741,774			
短 大 卒	3	52.6	560,272	1,232	559,040			
高 校 卒	14	50.2	690,194	508	689,686			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	35	48.9	680,879	1,621	679,258	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	30	48.8	681,124	1,861	679,263		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	47.7	644,020	0	644,020		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	337	48.0	599,796	4,747	595,049	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	248	47.6	618,584	2,672	615,912		
	短 大 卒	20	46.6	529,458	274	529,184		
	高 校 卒	69	49.8	544,582	14,127	530,455		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	362	46.4	585,486	11,962	573,524	同 上	同 上
	大 学 卒	266	45.8	585,730	10,426	575,304		
	短 大 卒	24	47.9	599,476	32,378	567,098		
	高 校 卒	69	50.0	577,682	13,274	564,408		
	中 学 卒	3	50.4	566,331	0	566,331		
	事務課長代理	136	45.0	572,522	22,434	550,088	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	107	43.9	576,483	21,503	554,980		
	短 大 卒	5	46.8	556,244	73,695	482,549		
	高 校 卒	24	48.8	559,451	18,295	541,156		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	63	47.1	571,436	76,965	494,471	同 上	同 上	
大 学 卒	30	45.8	573,047	23,797	549,250			
短 大 卒	6	47.5	504,900	71,946	432,954			
高 校 卒	26	48.0	589,055	136,558	452,497			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	410	43.4	454,908	53,728	401,180	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	198	41.6	469,079	55,620	413,459		
	短大卒	39	45.9	443,188	37,764	405,424		
	高校卒	172	44.9	441,935	55,573	386,362		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	434	43.7	526,635	61,006	465,629	同上	同上
	大学卒	254	40.6	505,379	51,767	453,612		
	短大卒	51	43.9	561,171	88,860	472,311		
	高校卒	127	50.9	560,513	70,580	489,933		
	中学卒	2	44.5	563,850	0	563,850		
	事務主任	310	38.9	391,026	48,482	342,544	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
	大学卒	168	36.6	420,468	56,389	364,079		
	短大卒	59	41.2	374,934	44,522	330,412		
	高校卒	80	41.6	342,626	34,625	308,001		
	中学卒	3	46.2	363,209	57,013	306,196		
技術主任	387	44.3	526,423	90,146	436,277	同上	同上	
大学卒	158	41.4	477,785	50,253	427,532			
短大卒	37	44.0	512,059	125,455	386,604			
高校卒	191	46.4	561,627	111,984	449,643			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,798	35.2	359,909	50,764	309,145		行政職 1級	
大学卒	1,007	33.4	373,162	54,652	318,510			
短大卒	264	37.7	306,893	32,471	274,422			
高校卒	523	39.0	350,704	49,554	301,150			
中学卒	4	53.8	365,932	43,386	322,546			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,102	33.7	384,970	84,592	300,378		行政職 1級
	大学卒	603	32.0	389,191	81,549	307,642		
	短大卒	92	30.9	351,279	83,637	267,642		
	高校卒	393	35.7	387,693	87,437	300,256		
	中学卒	14	46.4	421,090	104,624	316,466		
研究関係職種	研究所長	2	54.0	779,330	0	779,330	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	74	48.0	685,042	1,974	683,068		
	研究室（係）長	57	41.0	580,642	60,253	520,389		
	主任研究員	182	43.1	594,463	27,449	567,014		
	研究員	168	35.4	411,611	59,864	351,747		
	研究補助員	59	27.8	346,483	62,936	283,547		
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	3	54.3	698,746	35,867	662,879		
	医科長	18	53.9	728,812	41,579	687,233		
	医師	52	41.6	750,959	53,831	697,128		
	歯科医師	X	X	X	X	X		
	薬局長	4	49.4	450,033	2,240	447,793		
	薬剤師	43	32.9	329,145	26,184	302,961		
	診療放射線技師	33	39.0	443,995	56,091	387,904		
	臨床検査技師	41	34.8	344,457	44,187	300,270		
	栄養士	25	37.2	298,634	16,072	282,562		
	理学療法士	65	30.3	298,944	20,934	278,010		
	作業療法士	58	29.9	291,564	14,523	277,041		
	総看護師長	3	56.2	588,642	0	588,642		
看護師長	55	43.9	450,418	8,110	442,308			
看護師	160	32.9	354,168	21,183	332,985			
准看護師	52	48.4	380,313	2,761	377,552			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	64.6	801,296	0	801,296	
	大 学 教 授	38	53.5	697,507	0	697,507	
	大 学 准 教 授	25	45.4	628,914	0	628,914	
	大 学 講 師	19	41.0	503,773	0	503,773	
	大 学 助 教	15	32.8	391,870	0	391,870	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	53.0	258,735	4,208	254,527	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	3	44.3	326,204	58,681	267,523	
	守 衛	3	45.3	520,463	57,132	463,331	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その3 企業規模100人以上500人未満

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	円 X	円 X	円 X	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	5	51.7	837,479	0	837,479	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	4	52.2	876,620	0	876,620		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	185	52.9	604,135	1,658	602,477	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	119	52.8	632,212	1,619	630,593		
	短 大 卒	16	50.1	549,369	335	549,034		
	高 校 卒	50	54.3	552,853	2,240	550,613		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	43	51.4	621,014	4,291	616,723	同 上	同 上
	大 学 卒	32	50.8	620,439	1,903	618,536		
	短 大 卒	5	53.3	638,856	0	638,856		
	高 校 卒	6	53.0	612,767	18,696	594,071		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	82	52.1	533,936	1,499	532,437	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上	
大 学 卒	42	52.2	553,268	144	553,124			
短 大 卒	7	47.8	493,528	3,666	489,862			
高 校 卒	33	52.9	516,502	2,871	513,631			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	8	46.2	564,510	402	564,108	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	3	47.7	580,762	0	580,762		
	短 大 卒	3	41.7	521,411	947	520,464		
	高 校 卒	2	52.6	620,503	0	620,503		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	281	48.0	519,473	4,710	514,763	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	170	47.2	537,512	4,554	532,958		
	短 大 卒	37	47.9	493,400	3,657	489,743		
	高 校 卒	72	49.9	484,642	5,788	478,854		
	中 学 卒	2	57.6	456,116	0	456,116		
	技術課長	137	48.0	518,430	5,616	512,814	同 上	同 上
	大 学 卒	89	46.6	517,445	3,829	513,616		
	短 大 卒	13	47.5	538,299	9,241	529,058		
	高 校 卒	34	52.3	514,369	7,442	506,927		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	165	45.2	468,708	19,723	448,985	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	89	43.2	465,352	20,664	444,688		
	短 大 卒	32	47.3	450,635	20,706	429,929		
	高 校 卒	44	49.6	490,101	16,444	473,657		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	68	47.7	524,475	37,684	486,791	同 上	同 上	
大 学 卒	34	43.7	501,532	26,449	475,083			
短 大 卒	7	44.4	536,035	82,938	453,097			
高 校 卒	27	52.3	545,002	39,476	505,526			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	339	43.6	405,703	42,983	362,720	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	135	41.5	417,905	46,217	371,688		
	短大卒	65	44.6	405,675	44,631	361,044		
	高校卒	138	45.5	392,414	38,806	353,608		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	174	43.5	444,923	58,703	386,220	同 上	同 上
	大学卒	80	42.2	418,103	46,887	371,216		
	短大卒	27	39.1	419,965	49,863	370,102		
	高校卒	67	46.6	484,422	75,287	409,135		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	335	39.5	374,674	35,412	339,262	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	127	35.6	376,651	30,158	346,493		
	短大卒	72	41.1	346,131	35,215	310,916		
	高校卒	135	42.2	387,858	40,382	347,476		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	217	39.9	388,745	59,313	329,432	同 上	同 上	
大学卒	96	36.6	377,805	55,163	322,642			
短大卒	47	38.9	392,499	71,247	321,252			
高校卒	73	44.7	399,283	55,880	343,403			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,341	34.9	312,242	33,669	278,573		行政職 1級	
大学卒	658	32.7	337,043	41,186	295,857			
短大卒	293	35.9	277,247	26,004	251,243			
高校卒	386	38.4	290,019	24,760	265,259			
中学卒	4	54.1	295,455	24,000	271,455			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	644	32.4	320,673	47,385	273,288		行政職 1級
	大学卒	383	30.8	312,281	47,394	264,887		
	短大卒	86	31.0	324,021	46,007	278,014		
	高校卒	168	36.6	339,038	48,373	290,665		
	中学卒	7	36.3	288,781	39,058	249,723		
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	X	X	X	X	X		
	研究室（係）長	2	36.5	476,757	103,698	373,059		
	主任研究員	5	44.3	716,103	19,017	697,086		
	研究員	9	28.1	291,324	32,612	258,712		
研究補助員	—	—	—	—	—			
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	5	57.8	1,760,964	27,700	1,733,264		
	医科長	6	51.4	1,335,962	9,554	1,326,408		
	医師	21	50.2	1,139,732	22,636	1,117,096		
	歯科医師	X	X	X	X	X		
	薬局長	5	53.3	487,656	11,883	475,773		
	薬剤師	28	37.2	369,897	47,550	322,347		
	診療放射線技師	42	37.8	379,009	29,288	349,721		
	臨床検査技師	34	39.7	297,600	18,481	279,119		
	栄養士	27	34.3	250,359	16,653	233,706		
	理学療法士	57	31.0	291,960	10,563	281,397		
	作業療法士	39	32.8	284,030	5,369	278,661		
	総看護師長	3	52.0	409,614	0	409,614		
看護師長	31	47.7	449,700	33,194	416,506			
看護師	193	37.1	357,333	51,502	305,831			
准看護師	107	47.1	336,127	25,767	310,360			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	53.5	685,315	0	685,315	
	大 学 教 授	16	55.2	719,604	0	719,604	
	大 学 准 教 授	12	45.3	559,577	0	559,577	
	大 学 講 師	6	40.3	486,657	0	486,657	
	大 学 助 教	2	34.0	390,260	0	390,260	
	高 等 学 校 校 長	2	52.5	660,670	0	660,670	
	高 等 学 校 教 頭	13	56.5	612,631	0	612,631	
	高 等 学 校 教 諭	152	46.2	492,976	0	492,976	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	5	53.2	323,060	12,488	310,572	
	守 衛	2	52.6	377,547	26,568	350,979	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その4 企業規模50人以上100人未満

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の工場の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	33	53.3	576,925	1,144	575,781	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	16	53.7	615,599	2,260	613,339		
	短 大 卒	5	54.0	663,596	0	663,596		
	高 校 卒	12	52.6	489,733	132	489,601		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	9	51.4	517,531	0	517,531	同 上	同 上	
大 学 卒	7	52.5	546,426	0	546,426			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	7	50.4	476,874	0	476,874	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	2	48.0	503,416	0	503,416			
高 校 卒	4	49.5	475,785	0	475,785			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	円 X	円 X	円 X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	26	48.1	421,309	17,795	403,514	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	9	49.2	428,620	4,551	424,069		
	短 大 卒	6	46.0	419,610	4,108	415,502		
	高 校 卒	11	48.4	416,151	36,185	379,966		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	28	46.7	443,976	473	443,503	同 上	同 上
	大 学 卒	15	47.3	450,479	0	450,479		
	短 大 卒	7	46.1	430,764	0	430,764		
	高 校 卒	6	46.1	442,892	2,191	440,701		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	17	47.5	408,048	33,315	374,733	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	4	45.0	376,993	11,063	365,930		
	短 大 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	高 校 卒	11	48.3	408,959	47,076	361,883		
	中 学 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
技術課長代理	15	42.2	385,775	23,349	362,426	同 上	同 上	
大 学 卒	6	41.2	372,866	29,914	342,952			
短 大 卒	6	42.3	387,084	19,948	367,136			
高 校 卒	2	42.0	399,510	0	399,510			
中 学 卒	X	X	円 X	円 X	円 X			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級		
		人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	24	43.6	363,301	36,504	326,797	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級		
	大学卒	10	43.1	351,546	36,485	315,061				
	短大卒	5	43.2	330,217	15,296	314,921				
	高校卒	9	44.4	394,560	48,125	346,435				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	17	42.9	370,458	41,922	328,536	同 上	同 上		
	大学卒	7	44.5	396,016	64,454	331,562				
	短大卒	5	40.9	363,989	27,611	336,378				
	高校卒	5	42.7	340,832	24,605	316,227				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務主任	58	39.1	340,758	36,526	304,232			係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	18	33.8	356,175	44,596	311,579				
	短大卒	12	39.2	317,057	14,765	302,292				
	高校卒	27	42.7	338,792	38,173	300,619				
	中学卒	X	X	X	X	X				
	技術主任	23	35.1	350,434	33,313	317,121			同 上	同 上
	大学卒	7	34.9	372,681	21,757	350,924				
	短大卒	9	35.7	364,348	56,465	307,883				
	高校卒	7	34.6	311,266	15,153	296,113				
	中学卒	—	—	—	—	—				
事務係員	315	36.4	283,681	33,220	250,461	同 上	行政職 1級			
大学卒	111	31.2	281,600	32,079	249,521					
短大卒	55	39.0	296,788	32,546	264,242					
高校卒	145	39.0	278,641	34,554	244,087					
中学卒	4	49.4	338,554	27,301	311,253					

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	203	34.9	306,549	39,809	266,740		行政職 1級
	大学卒	70	33.2	312,777	46,659	266,118		
	短大卒	30	37.1	302,525	36,839	265,686		
	高校卒	100	35.4	305,267	36,778	268,489		
	中学卒	3	33.3	250,360	17,650	232,710		
医療関係職種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	副院長	—	—	—	—	—		
	医科長	—	—	—	—	—		
	医師	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	—	—	—	—	—	部下に薬剤師2人以上	
	薬剤師	X	X	X	X	X		
	診療放射線技師	2	46.0	461,250	27,250	434,000		
	臨床検査技師	—	—	—	—	—		
	栄養士	X	X	X	X	X		
	理学療法士	5	35.0	363,260	0	363,260		
	作業療法士	—	—	—	—	—		
	総看護師長	—	—	—	—	—	部下に看護師長5人以上	
看護師長	2	47.5	430,755	39,087	391,668	部下に看護師又は准看護師5人以上		
看護師	11	41.0	334,767	33,010	301,757			
准看護師	4	35.5	294,840	6,934	287,906			
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守衛	2	62.0	198,960	0	198,960		
	用務員	—	—	—	—	—		

その5 再雇用者（フルタイム）

1 企業規模計

（平成26年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事務・ 技術関係 職種	支店長・工場長	2	62.2	414,826	0	414,826	その1企業規模計 の備考欄参照
	事務・技術部長	30	63.1	483,219	323	482,896	
	事務・技術部次長	9	62.1	424,678	0	424,678	
	事務・技術課長	17	63.1	395,474	4,126	391,348	
	事務・技術課長代理	6	62.4	305,396	11,470	293,926	
	事務・技術係長	51	61.6	345,652	28,066	317,586	
	事務・技術主任	36	61.8	281,185	26,118	255,067	
	事務・技術係員	351	61.8	276,308	15,641	260,667	

2 企業規模計（60歳男性のみ）

（平成26年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事務・ 技術関係 職種	支店長・工場長	—	—	—	—	—	その1企業規模計 の備考欄参照
	事務・技術部長	8	60.0	508,181	152	508,029	
	事務・技術部次長	2	60.0	368,201	0	368,201	
	事務・技術課長	4	60.0	354,987	0	354,987	
	事務・技術課長代理	2	60.0	226,497	6,712	219,785	
	事務・技術係長	16	60.0	340,134	31,322	308,812	
	事務・技術主任	4	60.0	259,996	21,975	238,021	
	事務・技術係員	66	60.0	284,961	20,817	264,144	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	課長
5級	班長・副主幹			
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い
（平成25年職種別民間給与実態調査）

転居を伴う 異動がある	単身赴任手当			転居を伴う 異動がない
	支給する	支給しない	未定	
39.3 %	(85.8) %	(12.9) %	(1.3) %	60.7 %

(注)1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

職員給与と民間給与との比較

第26表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
386,949 円	385,981 円	968 円 (0.25 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成26年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成26年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成26年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成26年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成25年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第27表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成26年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,560 ^円	39,840 ^円	49,700 ^円	59,570 ^円	69,440 ^円
住居関係費	47,030	53,830	46,750	39,670	32,590
被服・履物費	4,620	9,670	9,980	10,280	10,590
雑費Ⅰ	28,470	45,900	62,290	78,700	95,110
雑費Ⅱ	9,120	27,450	30,210	32,970	35,730
計	117,800	176,690	198,930	221,190	243,460

勞 働 經 濟 指 標

第28表 労働経済指標

項目 年月	①	②	③		④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数(調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業 率(季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)				所定外給与 (調査産業計)	
			全 国	千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(千円)
平成 24年度	0.7	△ 0.3	0.82	0.67	4.3	289.2	△ 0.1	264.2	△ 2.6	265.4	△ 0.2	241.6	△ 3.7	23.8	22.6
25年度	2.3	0.0	0.97	0.78	3.9	289.5	0.1	262.8	△ 0.5	264.7	△ 0.3	240.2	△ 0.6	24.9	22.6
平成 25年 4月		△ 0.4	0.88	0.68	4.1	292.8	△ 0.1	272.1	2.0	267.8	△ 0.1	248.7	2.0	25.1	23.4
5月	0.8	△ 0.3	0.90	0.70	4.1	288.4	△ 0.2	263.7	△ 1.2	264.4	△ 0.4	242.0	△ 0.9	23.9	21.7
6月		△ 0.1	0.92	0.72	3.9	289.3	△ 0.4	264.7	0.0	265.2	△ 0.6	241.4	△ 0.5	24.1	23.3
7月		△ 0.1	0.94	0.74	3.9	288.6	△ 0.4	262.0	1.3	264.3	△ 0.6	240.4	1.5	24.2	21.6
8月	0.4	0.0	0.95	0.74	4.1	288.5	0.1	263.2	1.1	264.3	△ 0.3	241.2	1.1	24.2	22.0
9月		0.0	0.96	0.76	4.0	288.4	0.0	262.5	0.3	264.6	△ 0.4	241.7	0.1	23.8	20.8
10月		0.1	0.98	0.79	4.0	290.4	0.3	262.9	△ 0.7	265.3	△ 0.3	240.3	△ 0.6	25.1	22.6
11月	△ 0.1	0.3	1.01	0.81	3.9	290.4	0.3	260.3	△ 1.5	264.8	△ 0.2	237.1	△ 2.0	25.6	23.2
12月		0.2	1.03	0.83	3.7	289.8	0.2	260.4	△ 1.6	263.8	△ 0.5	236.6	△ 1.9	26.0	23.8
26年 1月		0.3	1.04	0.86	3.7	287.8	0.7	262.9	△ 0.9	262.7	0.2	239.3	△ 0.7	25.1	23.6
2月	1.5	0.3	1.05	0.87	3.6	288.5	0.2	258.2	△ 2.4	263.2	△ 0.3	235.9	△ 2.4	25.3	22.3
3月		0.4	1.07	0.89	3.6	291.4	0.7	261.1	△ 2.5	265.4	0.1	238.0	△ 2.5	26.1	23.1
4月		0.4	1.08	0.90	3.6	294.9	0.7	268.0	△ 1.6	268.3	0.2	244.6	△ 1.6	26.7	23.4
5月	△ 1.8	0.3	1.09	0.90	3.5	290.8	0.8	261.2	△ 0.9	265.7	0.5	239.7	△ 1.0	25.1	21.5
6月		0.4	1.10	0.91	3.7	291.9	0.9	260.1	△ 1.7	266.9	0.7	238.0	△ 1.3	25.0	22.1

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月

(注)1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

なお、⑤、⑥のうち千葉県の前年度比については、平成22年度基準の指数をもとに千葉県人事委員会で算定した。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成24年度、平成25年度の欄は、それぞれ平成24暦年、平成25暦年の数値である。

⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)								⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国				千 葉 市				全 国	千 葉 市	
				二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.5	142.7	12.1	11.6	286.2	1.1	313.9	1.6	260.2	△ 11.2	286.7	△ 6.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.1
149.5	141.0	12.6	11.5	290.5	1.5	319.2	1.7	280.2	7.7	302.7	5.6	0.9	0.9	1.9
154.0	147.8	12.7	12.0	304.4	0.8	340.4	0.4	286.9	△ 1.4	312.2	7.2	△ 0.7	△ 0.6	0.1
149.3	143.2	12.1	11.5	282.4	△ 1.9	307.9	1.1	311.3	24.0	383.7	38.2	△ 0.3	△ 0.4	0.6
152.1	143.2	12.1	11.0	269.4	△ 0.1	296.5	1.2	252.0	4.9	284.4	6.7	0.2	0.2	1.2
154.3	145.2	12.4	11.4	286.1	1.0	310.4	△ 0.7	289.1	13.5	306.1	1.1	0.7	0.7	2.2
148.0	140.3	12.0	10.6	284.6	△ 0.5	312.6	0.6	263.9	4.7	320.4	9.6	0.9	0.9	2.3
147.2	139.8	12.3	10.9	280.7	5.2	315.4	5.2	254.4	9.4	274.2	2.0	1.1	1.1	2.2
152.8	143.2	12.8	11.5	290.7	2.3	316.6	0.4	247.4	△ 6.4	246.2	△ 15.7	1.1	1.1	2.5
153.5	143.1	13.0	11.7	279.5	2.1	301.0	0.3	294.2	21.5	273.5	11.4	1.5	1.6	2.6
148.8	140.5	13.3	12.5	334.4	2.7	358.5	△ 0.3	328.4	12.9	314.4	6.2	1.6	1.6	2.5
141.6	135.6	12.5	11.6	297.1	2.8	325.8	1.5	288.3	△ 7.7	292.1	△ 7.0	1.4	1.1	2.4
145.3	133.8	12.6	10.9	266.6	△ 0.6	294.5	△ 1.4	263.7	5.3	281.3	△ 3.9	1.5	1.7	1.8
147.3	136.7	13.4	12.0	345.4	9.3	384.7	9.6	303.5	11.7	347.9	12.1	1.6	1.6	1.7
153.5	144.8	13.4	11.9	302.1	△ 0.7	330.0	△ 3.1	288.2	0.5	333.2	6.7	3.4	3.4	4.2
147.5	139.1	12.5	11.1	271.4	△ 3.9	293.1	△ 4.8	278.5	△ 10.5	302.2	△ 21.2	3.7	3.8	4.4
152.9	142.7	12.4	11.3	272.8	1.3	295.7	△ 0.3	281.6	11.7	326.4	14.8	3.6	3.6	4.6

勤労統計調査全国調査、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15 月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
 - ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
 - ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
- * 平成 27 年 4 月から 3 年間で実施。俸給引下げには 3 年間の経過措置。段階的实施に必要な原資確保のため、平成 27 年 1 月の昇給を 1 号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,400 民間事業所の約 50 万人の個人別給与を实地調査 (完了率 88.1%)

* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階 (部長、課長、係長、係員) の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

<月例給> 公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,090 円 0.27% [行政職(一)…現行給与 408,472 円 平均年齢 43.5 歳]
[俸給 988 円 はね返り分(注) 102 円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.12 月 (公務の支給月数 3.95 月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率 平均 0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
初任給 民間との間に差があることを踏まえ 1 級の初任給を 2,000 円引上げ

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定 (指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ 100 円から 7,100 円までの幅で引上げ

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値 2010）に基づき、支給地域を見直し

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95 月分→4.10 月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
26 年度 期末手当	1.225 月(支給済み)	1.375 月(改定なし)
勤勉手当	0.675 月(支給済み)	0.825 月(現行 0.675 月)
27 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.75 月	0.75 月

[実施時期等]

- ・ 月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成 26 年 4 月 1 日
寒冷地手当は平成 27 年 4 月 1 日（所要の経過措置）
- ・ ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた 50 歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

[俸給表等の見直し]

- ① 行政職俸給表(一) 民間賃金水準の低い 12 県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18 ポイント（平成 24 年～26 年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均 2 % 引下げ。1 級（全号俸）及び 2 級の初任給に係る号俸は引下げなし。3 級以上の級の高位号俸は 50 歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大 4 % 程度引下げ。40 歳台や 50 歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から 5 級・6 級に号俸を増設
- ② 指定職俸給表 行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ ①及び②以外の俸給表 行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における 50 歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ その他 委員、顧問、参与等の手当の改定、55 歳超職員（行政職(一) 6 級相当以上）の俸給等の 1.5% 減額支給措置の廃止等

[地域手当の見直し]

- ① 級地区分・支給割合 級地区分を 1 区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1 級地 20%、2 級地 16%、3 級地 15%、4 級地 12%、5 級地 10%、6 級地 6%、7 級地 3%
* 賃金指数 93.0 以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は 95.0 以上）
* 1 級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）
- ② 支給地域 「賃金構造基本統計調査」（平成 15 年～24 年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも 1 段階まで）
- ③ 特例 1 級地以外の最高支給割合が 16% となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行 15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ 16% に改定

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) **広域異動手当** 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ
- (2) **単身赴任手当** 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設
- (3) **本府省業務調整手当** 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ
- (4) **管理職員特別勤務手当** 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
- (5) **その他** 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的
- ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給 [実施時期:平成27年4月1日]
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

(1) 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も併せて担う組織として、内閣人事局を設置
- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要

(2) 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす

2 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請

3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

(1) 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し

(2) 女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用に向けた研修を充実

(3) 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討

(4) 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催

4 勤務環境の整備

(1) 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討

(2) ハラスメント防止対策

- ・ セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要
- ・ 民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進

(3) 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、e-ラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる

5 平成27年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進

6 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む